

特定非営利活動法人森林セラピーソサエティ

令和2年第1回社員総会議事録

1. 日 時： 令和2年8月28日 午後4時
2. 場 所： 電子的方法に依る開催
3. 出席者： 瀬上 清貴、新貝 憲利、今井 通子、李 卿、春日未歩子、大月幸一郎
4. 正会員数及び定足数の確認：

正会員数は7名であり、Emailにて出席の回答を得た社員の出席数は6名であった。特別措置法の規定に基づき、電子的方法に依る社員総会是一般関係法令及び定款により適法に成立した。

5. 議事の経過概要：

(ア) 瀬上理事長のEmailにて、コロナの危険性が消えていない状況下で、高齢者の多い理事会及び社員総会を開催することは自嘲すべきことから、令和2年度第1回理事会（6月29日）の決議案件第2号において、「令和2年第2回理事会及び第1回社員総会は、特別措置法に基づく電子的方法に依り行うこととしたいこと」を全員で決定した旨、報告し、本社員総会が適法に行われているものであることを出席社員全員が了承した。

なお、事務局より、議事に関する説明は、送付した社員総会議事議事資料及び議事内容ご説明書でご確認いただき、質問は事務局あてEmailで行うこと、その回答は、理事長より出席社員全員へ回答書として送達することにより、双方向性の意見交換を行うこととするこの確認があった。また、その期限を令和2年8月28日として、合わせて社員総会開催日とすることが了承された。

- (イ) 議長の選任及び議事録署名人の指名

定款第24条により、議長の互選を行ったところ、正会員瀬上清貴氏が満場一致により議長に選任された。議長は開会を宣し、はじめに議事録署名人の指名が行われ、議長及び正会員新貝憲利氏及び春日未歩子氏の2名を議事録署名人とすることが出席社員一致により承認された。ついで議案の審議に入った。

- (ウ) 第1号議案：令和2年社員総会を電子的方法により開催することについて

冒頭に瀬上理事長より行われた説明及び事務局の補足説明に基づく社員総会の開催とすることに、出席社員全員一致で了承された。

- (エ) 第2号議案：令和元年度事業報告及び収支決算について

社員総会資料に基づき令和元年度事業報告及び収支決算についての報告がなされた。報告後、中谷監事より提出された、収支及び事業の執行に関する監査結果について、適正かつ適法に行われた旨の監査報告書の確認を行った。審議の結果、全員異議なく承認された。

- (オ) 報告事項：

- ① 島根県飯南町から出ていた2つ星昇格申請について、諮問委員会の決定に基づく実地調査が須藤理事及び瀬上理事長の2名により、7月9日（金）から11日（日）を行った結果、認定すべきとの結論を得た。その内容は全ての審査項目でA、実際の森林セラピープログラムの内容も適正に行われ、かつ顧客に一定の満足感を与え得るものであったとの報告であったこと。

- ② COVID19の拡大かつ遷延化により、森林セラピー活動の実践に関する技術的アドバイスを求める声に対応していること。
- ③ 今年度のイベントの実施は困難となることが想定され、様々な準備を進めても場合によっては中止に至り、表面的に「活動ゼロ」となる事態も十分予測されることを事前にご了承願いたいこと。
- ④ 認定講習会をWeb研修とすることを検討しているが、実技研修部分をどのように具現化するかが大きな課題となっていること。
- ⑤ 新規の基地認定希望や2つ星昇格審査希望が増えてきているが、コロナ禍での対応には困難が伴い、認定作業が相当遅れることが想定されること。

(カ) 閉会

以上により、予定された議事が全て審議されたことを以って、令和2年度第1回社員総会の閉会が宣された。

以上、本議事録が議事の内容を正確に記したものであることを証するため、定款第28条第2項に基づき議長及び議事録署名人2名は次に記名押印する。

令和2年8月 日

特定非営利活動法人森林セラピーソサエティ

議長 社員 瀬上 清貴

議事録署名人 社員 新貝 憲利

議事録署名人 社員 春日未歩子氏

